

きょうだいの数え方のルール（多子カウント）

保育所・認定こども園（保育部分）

小学校就学前の範囲で、最年長の子から「第1子」と数えます。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

小学校3年生修了前までの範囲で、最年長の子から「第1子」と数えます。

【多子カウント対象となる子ども】

保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、就学前の障がい児の発達支援を利用している子ども

【多子カウント対象とならない子ども】

プレ幼稚園、届出保育施設などを利用している子ども

1. 保育料の無償化 ※補助上限額がある場合があります。

- 3歳児から5歳児：保育施設を利用するすべての子どもの保育料が無償化されます。

- 施設によって開始時期が異なります。（市に申請必要）

保育所・認定こども園（保育部分）：3歳児（4月）から

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）：満3歳の誕生日の前日（または翌月）から

※新制度未移行の幼稚園の利用料は、月額28,000円を上限として無償化されます。

2. 多子世帯やひとり親世帯等の保育料負担軽減

- きょうだいで利用する場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※年収約360万円未満相当の世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合、軽減措置が拡充されます。

+

【古賀市独自】保護者の収入やきょうだいの年齢に関係なく、すべての世帯を対象に、保育の必要性がある第3子以降の子どもの保育料を無償化します。

- ・認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所利用：原則手続き不要です
- ・届出保育施設、企業主導型保育施設利用：市への申請が必要です（補助上限額あり）

3. 預かり保育の補助(1号認定を受けている子どもが預かり保育を利用する場合) ※補助上限額あり

- 対象：仕事や病気などで「保育の必要性の認定」を受けた場合

- 補助額：利用日数に応じて日額490円を上限に補助されます。

3歳児から5歳児：補助上限額12,300円／月

2歳児で満3歳を迎えた子ども（非課税世帯）：補助上限額17,700円／月

+

【古賀市独自】1号認定を受けている満3歳児において、保護者の収入やきょうだいの年齢に関係なく、すべての世帯を対象に、保育の必要性がある第3子以降の子どもの預かり保育料を補助します。（補助上限額12,300円／月）

市への申請が必要です

4. 副食費(おかず・おやつ等)の免除

以下のいずれかに該当すれば、副食費が免除されます。

- ・世帯年収360万円未満相当の世帯
- ・世帯の所得状況に関わらず、第3子以降の子ども

※1号認定児童…小学校3年生修了前までの児童、就学前の教育・保育給付認定がある児童を数えます。

2. 3号認定児童…就学前の教育・保育給付認定がある児童を数えます。

個別の状況によって異なる場合があります。詳しくはお尋ねください。

【相談窓口】サンコスモ古賀 子ども家庭センター 保育・手当係

電話：092-942-1157 開庁時間：9時～16時（土日祝・年末年始休み）